

# 高等学校改革の試み

## ～高崎経済大学附属高等学校の場合～

上 岡 国 夫

A trial of reformation of high school education

- the case of High School of Takasaki City University of Economics

Kunio KAMIOKA

### 要 約

戦後、日本国憲法に基づき教育基本法、学校教育法等の教育諸法が制定され、新しい教育が始まった。これは戦後復興とそれに続く経済成長を支える土台となった。しかし、戦後50年間、社会の変化は激しく、教育はそれに対応することが出来ず、次第に公教育に対する信頼度が低下するようになった。

後期中等教育の場合も同じであった。その中であってとくに都市立高等学校については、教育権限の曖昧さ、とくに人事権の行使が設置都市教育委員会によって適正に行使されることがなく、また学校経営の責任も明確ではない状態が長い間続いた。少子化の進行とともに高等学校の淘汰期に入り、都市立高等学校は改革・改組を迫られた。高崎市立女子高等学校の場合は、高崎経済大学の附属学校にすることで改組を行ったが、そのために、任命権と規則制定権を除いた教育権限を高崎市教育委員会が高崎経済大学学長に委任するという形をとった。高崎経済大学附属高等学校の今後の発展には、すべての関係者の意識改革と高崎市教育委員会及び高崎経済大学学長の教育権限の適正な行使が必要である。

### はじめに

教育改革の必然性

都市立高等学校の改革

高崎市立女子高等学校の改組

公立大学附属学校の問題点

高崎経済大学附属高等学校

- (1) 附属高等学校運営の諸問題
- (2) 附属高等学校の特徴
- (3) 附属高等学校の設置要領
- (4) これからの附属高等学校

あとがき

はじめに

私は平成4年10月に高崎市立女子高等学校に振興整備の問題が生じてから、高崎経済大学附属高等学校の設立準備と設立に関係し、平成14年1月まで直接この学校の運営に携わってきた。この間、教育行政に関すること、教職員の人事に関すること、実務的な学校運営に関すること、学校を巡る関係諸団体との渉外に関することなど実にさまざまなことを処してきた。それは私に多くのものをもたらしてくれた。しかし、同時に多くの問題点を未解決のまま残すことになった。本論文はその間の経緯と課題をまとめたものである。

教育改革の必然性

昭和22年に学校教育法が制定されてから55年経った。この法律は、戦前の中央集権的国家主義的教育の反省に立って制定された日本国憲法と教育基本法に基づき制定されたもので、戦後日本の教育の土台となり、戦後復興とその後の経済成長を支えたものである。戦後20年経った昭和40年ころからは、産業構造が変化し、それに伴い就業構造、家族形態と機能、青少年の意識等が急速に変化してきた。国民生活も禁欲努力型から欲求充足型へと変化してきた。上級学校への進学率は上昇し、とくに高等学校への進学率は90%を超えるにいたった。平成期に入ると少子化がいつそう進行し、一転してそれまで生徒数の急増に対処して新設された学校の整理期に入った。同時に中学校や高等学校ではさまざまな問題が噴出してきた。これは公教育に対する信頼の低下を意味する。

教育基本法に流れている精神には個人主義的道德観と教育の機会均等、平等主義という2つの大きなものがある。教育の機会均等の原理は個性の伸長を妨げ、画一的な教育を推し進めることにつながって行ったという考えがある。もちろん「個性を伸長する」教育はつねに叫ばれてはいたが、実際は個性は無視され、画一的な教育が行われてきたことは否定できない。しかし、これは教育基本法のせいではない。経済の高度成長期では画一的な教育は、高度な資質と技能を持った等質な労働力を生み続けるものとしてむしろ歓迎されていた。その後バブル経済が崩壊するなかで、国民は初めて自分のアイデンティティに関心を持つようになり、個性の主張がなされるようになったが、教育はそれを敏感にとらえることができなかった。そのため教育、とりわけ学校教育に対する批判が

## 高等学校改革の試み（上岡）

起こることになった。それは最初は不登校、中退などと言う消極的な形をとったが、次第に校内暴力、学級・学校崩壊、青少年非行の増大という積極的な形をとるようになった。これに対して学校教育は有効な対応ができないまま平成期を迎えることになった。

平成期に入って、社会の変化とそれに伴う国民、とりわけ青少年の意識、興味・関心、価値観の多様化はますます進み、一方高等学校への進学率は95%を越えた。教育行政はこれに対して、後期中等教育の分野で見ると、教育課程の多様化、「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」として総合学科新設（高等学校設置基準第5条）、さらには中高一貫学校の設置（学校教育法第4章の2）、単位制高等学校の設置（学校教育法施行規則第64条の3）、免許状を持たない講師の任用等で対応した。さらに、学習指導要領の適用基準の柔軟化が認められるようになると、多くの高等学校で「特色ある学校づくり」がすすめられ、高等学校の多様化がさらに進んだ。

## 都市立高等学校の改革

市町村及び教育組合が設置する高等学校を「都市立高等学校」と言う。都市立高等学校の成立の歴史は複雑である。男子中等教育が比較的早期に整備されてきたのに対し、女子中等教育は遅れていた。これに対して、第一次世界大戦後、女子教育に対する要望が高まり、群馬県内各地でも市町村で独自の教育機関を設置する動きが高まった。高崎市においては女子高等教育機関に対する要望に対して、大正13年に高崎市立実践女学校が設立され、昭和10年に高崎高等実践女学校となり、同18年に高崎市立高等女学校となり、昭和22年、学校教育法により、高崎市立女子高等学校となった。以来平成4年にいたるまで約70年間、高崎市及び群馬県内における女子高等教育の一翼を担ってきた。改組前の実践女学校、高等実践女学校、高等女学校の卒業生は4,434名、高崎市立女子高等学校の卒業生は19,026名に上っている。

戦後の学校体系においては、国公立学校の場合、義務教育諸学校は市町村（学校教育法第29条、第40条）、高等学校は都道府県、大学は国が設置者となることが想定されている。しかし、戦前期に市町村が設置した各種の学校（農業や商業などの実科教育に関するもの、女子教育を行うものが多かった）が、昭和22年の学校教育法によって改組された時、都市立の高等学校として残ったものがかかり多い。また地域の教育振興のため新たに設置されたものもある。このような高等学校は全国では約200校ある。しかし、政令指定都市を除き、多くの都市にとっては高等学校の経営は、財政的にはともかく、教育行政的に問題があることは否定できない。教育法体系の中では、都市立高等学校に関する規定はほとんどない。学校施設、人件費など費用はすべて設置者が負担し、実質的な運営は政令都市以外では道府県教育委員会に事実上委任されている。実質的人事権も設置団体教育委員会は行使し得ない。多くの都市においては都市立高等学校設置の目的は名目的なものとなって、その経営メリットはないと言っても言い過ぎではない。

群馬県内には現在都市立高等学校は6校ある。そのうち3校はかつて女子教育を行っていた普通

科高等学校であり、残りの3校は商業科高等学校である。しかし、そのいずれにおいても管理職の人事はじめ、教員の採用、異動人事は群馬県教育委員会において行われている。もちろん各都市教育委員会に協議があるといえども事後のことが多い。従って実質的人事権の行使はない。それは、県教育委員会からすれば、設置都市教育委員会の任命権を尊重するからであると言うことになるが、そのことが逆の結果をきたしている。教育課程の編成、入学試験に関する事項についても設置都市教育委員会には関係なく行われるのが通例である。このように、設置都市の重要な権限は事実上無視されている。しかし、この問題は県教育委員会にあるのではなく、設置都市教育委員会にあると言っても良い。これは長年の慣行でもあるし設置都市の教育行政的能力と責任の自覚及び責任の問題でもある。

### 高崎市立女子高等学校の改革・改組

群馬県内6校の都市立高等学校のうち、高崎市、前橋市、伊勢崎市が設置者となっている3校は、女子校であること、永年勤続教員が比較的多いこと、志望者が次第に減少していることなどの共通したものを持っていた。これは学校経営が県教育委員会と市教育委員会の谷間になっていて、その責任の所在が不明確なことによるものと考えられる。3校にほぼ同時に改革・改組の動きが出たのも偶然ではない。設置団体が教育権限を行使できず、県教育委員会に委任しているが、県教育委員会はこれを他の県立高等学校と公平に行使していない、あるいは行使できないという都市立高等学校に共通した経営の状態が40年以上も続いた。この間、15歳年齢者の急増、進学率の上昇に対応する高等学校の新設が進行した。昭和60年頃からこれが一段落すると、一転して高等学校の整理縮小、淘汰期に入り、経営責任が明確でない都市立高等学校は次第に教育的重要性を失うことになった。3市の設置した振興整備検討委員会はほぼ同時に、共学化、コース制の採用などほぼ同様な答申を出し、その方向で改組が進むことになった。

しかし、高崎市の場合は、事情は若干異なっていた。まず、後述のように、大学附属にするという答申が出され、それによって大学が審議に加わったため、別の観点からの検討となった。つまり、教育権限の曖昧さ、教員集団の意識、設置者の人事権の問題に言及することになった。

高崎市立女子高等学校は高崎市周辺の子女を対象に、戦後の長きにわたって女子教育を担ってきた。しかし、昭和60年頃には戦後のいわゆるベビー・ブームによる15歳人口急増と進学率の向上に伴う高等学校新設が一段落すると、一転して淘汰期に入り、高崎市立女子高等学校の相対的地位は低下し、高崎市における中核的教育機関としての機能を次第に失うことになった。数年にわたって志望者が減少し、平成3年には志望者が定数に満たないという事態が生じた。ここに高崎市立女子高等学校改革の必然性が発生した。平成3年高崎市教育委員会は「高崎市立女子高等学校振興整備検討委員会」を設置し、高等学校改革に乗り出した。この委員会には高崎市立女子高等学校校長等

## 高等学校改革の試み（上岡）

数名の教員、同窓会関係者、学識経験者、市教育委員会事務局員等が加わった。高崎市及び高崎市教育委員会からこの委員会に出された諮問は「中学校卒業者の急減、高校生の多様化、産業構造の変化等に対応する高崎市立女子高等学校の今後のあり方に関して、必要な計画を策定し、充実・改善を図る基本的方策について」の検討であった。これは「都市立として特色ある学校作りを行い、市民及び周辺市町村の要望に応える方策」とは何か、「社会の変化や時代の進展に対応する教育のあり方」とはどういうものか、について研究し答申を出して欲しいというものであった。これに対して同委員会は、制度を研究する第一部会と教育課程を研究する第二部会を設け、検討に入った。

委員会は1年半にわたり研究を続け、平成4年10月に答申を出した。その骨子は、設置者を同じくする高崎経済大学の附属高等学校とし、大学がこれまで蓄積してきたノウハウを活用する、地域の要望に応え、文化や産業に資する高等学校とする、地域の要望として男女共学、高崎経済大学との連携、進学校とする、コース制を採用する等であった。さらに答申には「高校生たちの興味・関心の多様化に対応し得る教育課程とすることが付帯意見としてつけ加えられていた。大学附属とすることについてはそのメリットとして、学校の停滞性を払拭し清新な空気を醸成することができる、地域社会の信頼度を増し職員・生徒の自覚を高めることができる、管理者を同じくすることで学校運営や生徒指導に利便を受けることができる、大学進学率の向上が図られ就職も有利になる等」があげられている。

高崎市教育長はこの答申を受け、平成4年10月に高崎市長を通じて高崎経済大学に意向を打診した。これを受け、大学は教授会に附属高等学校設置検討委員会を立ち上げて検討を開始した。

答申にもられた大学附属化は、法的にも多くの問題を持っているので、これを実現するためには、解決しなければならない多くの課題があった。そのもっとも大きなものは、教育行政当局との折衝であった。これは人事権に関するもの、教育課程に関するもの、入学試験に関するものに大別できる。これらのいずれも長い間設置者である高崎市及び市教育委員会がまったく関わっていなかった問題であった。しかし、これこそが学校経営のもっとも重要なものであり、これに責任と権限を持たない経営はあり得ないことである。これは45年以上にわたる慣行の打破にもつながることでもあるのでそう簡単なことではなかった。その上、高崎市立女子高等学校の教職員、市教育委員会、PTA、同窓会など学校関係者は共通してこのような視点を持たず、改革・改組の本旨を巡って大学となかなか共通の理解が成立せず、その後の進展に大きな問題を残すことになった。その後の経緯として、大きくまとめると、高崎経済大学教授会での合意の形成、設置者及び高崎市議会との協議、群馬県教育委員会との折衝、高崎市立女子高等学校及び関係団体との合意、があった。これらはどれも大きな問題であり、1つとして無視できないものである。

## 公立大学附置学校の問題点

大学附属学校は、大学附置機関として学校教育法第61条に規定がある。これを受けて国立大学で

は国立学校設置法に附属学校に関して明確な規定があり、附属学校の管理は大学にあるとされているが、公立大学においてはそのような規定はない。ここにいくつかの問題点がある。学校教育法第61条を受けて公立大学が附属学校を設置しようとしても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、初等中等教育及び後期中等教育については地方教育委員会が所管するという規定があり、大学の管理が及ばないとされている。この規定によって、公立大学が附属学校を設置する場合に大きな障害に遭遇することになる。

高崎市立である経済大学の附属とすることには多くの問題点があった。

公立大学が附属学校を持つことができるか、あるいは例があるか。

高崎経済大学に高等学校を経営する能力があるか。

まず第一の問題は、教育法規上の問題でもある。前述のように、学校教育法は公立大学が附属学校を経営することは想定していない。初等中等教育及び後期中等教育の権限は教育委員会にあり、公立大学にはない。第二の問題は、まず、大学教授会で合意が得られるかである。また得られたとしても、実際に高等学校を経営する能力があるのかという問題である。高崎経済大学では創立以来教員養成課程を設置し、高等学校商業科、高等学校地理歴史科、公民科、中学校社会科の免許状が取得できる。また、大学の組織には教職課程運営委員会があり、教職課程の運営に当たっていること、大学の教員には教員免許状を所有して高等学校での経験があるものも多い。高等学校の運営には相当の熱意と努力が必要であるが、大学をあげての体制をとれば不可能ではないとの判断ができる。

なお、全国には、高崎市立女子高等学校の改革が議論された平成4年の時点では、公立大学に附属する高等学校は6校ある。(東京都立大学附属高等学校、神奈川県立外国語短期大学附属高等学校、神奈川県立衛生短期大学附属高等学校、大月市立短期大学附属高等学校、姫路工業大学附属高等学校、大分県立芸術文化短期大学附属緑岡高等学校)。設置は附置であっても経営は大学が名目的に関係するだけのものから大学教授会が権限を持っているものまで大きく異なる。

後期中等教育の所管に関しては次のようにすることで解決することにした。すなわち、「地方自治法第180条の7の規定」(地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の長と協議して、地方公共団体の長の補助機関たる職員・・・その他の行政機関の長に委任することができる)により、高崎市教育委員会から高崎経済大学の学長が一部の事務の委任を受けるという形で系統の一元化を図ることにした。これによって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定にもかかわらず、教員の任命権と規則の制定権を除いて高崎経済大学学長に運営権が委任されることになる。しかし、教員の選考権は「教育公務員特例法」第13条によって学長にある。ただ、この権限は職としての学長に委任されるのであって、大学の機関に委任されるのではないことに注意が必要である。したがって、大学教授会には附属高等学校の管理についてはいっさいの権限はない。このような方法は都市立高等学校の置かれた曖昧性を解決するものではない。その上、教育行政上の権限と責任が人事権、規則制定権とそれ以外のものとに分割されると

## 高等学校改革の試み（上岡）

いう危険性を持っているので、市教育委員会と大学長との間のより綿密な協議が必要となる。しかも、職としての学長のみならず附属学校の経営権が委ねられることになるので権限の集中ということから、むしろ問題点を拡大してしまうという危険性がある。これに歯止めをかけ、附属高等学校の経営をより客観性のあるものにするための方策が必要となってくる。

## 高崎経済大学附属高等学校

### （１）高崎経済大学附属高等学校運営の諸問題

教授会で合意が成立し、高崎経済大学附属高等学校が設置されるまでは、教育権限の委任の問題があった。前述のように、大学附属学校については、学校教育法第61条、国立学校設置法第5条、同法施行令第1条、同法施行規則第4節第24条から27条、教育公務員特例法第13条等にしか規定がなく、公立大学に関しては国立学校設置法の関係条項を準用せざるを得ない。しかも、公立の小学校、中学校、高等学校等の「所管」は教育委員会とする規定により、国立大学附属学校の場合のように大学の権限は及ばない。極端な言い方をすれば、公立大学が附属学校を運営する場合、それは名目だけのものとなり、実質的権限と責任は所管する教育委員会に属することになりかねない。

教育の地方分権の精神からすれば、法改正をしてでも、公立大学に附属学校を実質的に経営する権限を持たせる必要がある。これからますます公立大学の重要性が増してくるものと考えられる。地域に依拠した教育はこのような観点からも重要になっていく。中高一貫教育と並んで、高大一貫教育が必要となってくることは必然であり、これを保証するためにも、初等中等教育及び後期中等教育について国立大学の場合と同様に所管を大学が行うように学校教育法改正をすべきである。

「学校教育法」施行以来50年を経て社会は変化している。経済分野のみならずさまざまな分野で規制緩和が進行している。地方分権の動きは教育にも及んでいるが、もっとも分権化が必要である分野にもかかわらずもっとも分権化が遅れている。教育の地方分権を正しくとらえ、地域に依拠した教育を確立するためには、地域住民と設置団体の意識改革が望まれる。公立大学附属学校に関してはさまざまな法的問題があるとしても、設置団体が教育権限を正しく行使し、責任ある経営を行えば、真に地域のための学校が成立する。高崎経済大学附属高等学校をこれらの考えによって成立させるためには、次のことが必要である。

#### 分権による教育権の確立

人事権の確保。設置者の固有権限である人事権を実質的に確保することが、特色ある、真に市民のための高等学校作りには必須なことである。新規採用を含め教員の人事権のない学校経営はあり得ない。

ここで、群馬県における都市立高等学校の人事について概観してみる。新規採用の場合は、群馬県教育委員会の教員採用試験を受け、合格した者のなかから任用する。この際、いったん県採用となり、市に向向するという形をとる。通常の異動の場合は、県を「形式的に」退職し、異動先の都

市に「形式的に」採用されるという形をとる。都市立高等学校から県立高等学校への異動の場合は、この逆の手続きをとる。つまり、都市立高等学校へは「出向」となるのであくまでも本籍は県と言うことになる。このような身分の曖昧さが都市立高等学校の教員の士気とロイヤリティに関係がないとは言えない。これは設置者による人事権の適正な行使とはいえない。

もちろん1校しか高等学校を持たない都市においては学校間の異動交流はないので他校の経験を持つことのない、狭い視野の教師になる危険性もないとは言えない。しかし、この危険性を限りなく小さくしていく方策が皆無というわけではない。まず、学校内外の研修体制の確立である。もっとも先進的な研修が必要な場であるにもかかわらず、研修体制が整っていないのが学校である。学校を活性化するためには、これを確立することが必須である。教員の任命権は教育委員会にあるので自治体の他の部局とは概して交流が無く、比較的閉鎖的である。しかし自治体の業務の中には広い意味での教育に関する領域もある。社会教育の諸施設、社会福祉関係の部署などと広域異動が可能であろうし、他の部局への研修出向も必要であろう。これまでは県から市へという片側通行的な出向だけであったが、市採用者が県へ出向することも当然考えるべきである。国と都道府県が対等であるのと同様に、都道府県と市町村は対等でなければならない。多くの都市立高等学校が人事の停滞で悩んでいるので、都市立高等学校間の相互出向を考えても良い。これは県をまたがっても良い。私立高等学校との相互出向も良い。義務校との相互出向もより積極的に推進すべきものと考えらる。

現在、高崎経済大学附属高等学校には2通りの任用形態が生じている。群馬県教育委員会に本籍があり、形式退職によって附属高等学校に任用されている教員と、高崎経済大学学長が選考し、高崎市教育長が任命した教員である。前者の場合、県との交流人事異動として行われるが、その際、学長の選考が実質的には行われていないという課題を残している。全てを県に依存するという今までの学校運営から全面的に脱却して自ら全てについて決定し、名実ともに高崎市立の学校としてやっていくべきである。

教育課程を大胆に編成する必要がある。平成15年度から高等学校で施行される学習指導要領では大幅に学校裁量を認めている。また、各分野で「特区」構想が出ているが、教育においてもこれを最大限に活用して教育課程を根本から組み直すことも必要である。ただ、これを実現するための意欲ある優秀な教員を確保する必要がある。人事権の問題となってくる。やはり、最終的には人材確保と研修と言うことになる。

学校についての抜本的改革には関係するすべての者の意識改革が前提である。学校運営に対する責任体制の確立、教員の意識改革、大学を初め、高崎市の意識改革（高等学校を経営しているという責任ある意識を市民、議会、市教育委員会、設置者等関係者すべてが持つこと）が必須である。

## (2) 高崎経済大学附属高等学校の特徴

平成4年高崎経済大学附属高等学校が設置されるに当たっての「設置要領」に学校の特徴がもっともよく示されている。

コース制。学習者の興味・関心と学習意識の多様化、一生を全うするために人にもっとも必要なこと、芸術文化都市高崎市の顔を象徴するもの、の3つの要求から附属高等学校に人文科学系、社会科学系、自然科学系、芸術系（音楽専攻と美術専攻）、体育系の5系を設けることとした。

体験学習。青年期の重要な発達課題の1つである「職業への準備」は、形式教科中心の普通科教育課程ではあまり重視されていない。しかし青年期中期の職業体験は心に深くインプリントされる。医療や福祉のような地道な職業への関心を高めることが重要である。このような考えから、1週間（1単位分）の医療・福祉分野での職業体験を義務づけることにした。

国際理解教育。国際理解を高めるために、この時期に国際的体験をさせることが必要である。もちろん外国語学習等を通じてこの目的はある程度は達成することができるが、直接経験による学習がさらに効果的である。そこで研修旅行を利用して国際体験をさせることにした。韓国は日本近代化の過程で36年間植民地とされ、民族的な辛酸を味わされた国である。対日感情は必ずしも良好ではない。また日本人の対韓感情も良好というわけではない。そこには日韓の間の克服しなければならない課題が山積している。これに正面から取り組まなければ国際理解はできない。韓国への研修旅行は国際理解学習への第一歩となる。

自主自律、自学自習。社会に出て一人の人間として責任ある人生を歩むとき、もっとも大事なことは自らを律し、自ら学び取る進取な態度である。これを自主自律、自学自習のスローガンにまとめた。

共学。日本国憲法にも教育基本法にも明確に規定されている通り、男女の共学教育は当然のことである。高崎経済大学附属高等学校では、男女はともに尊敬しあうという平等の精神を当然のこととし、共学とした。

通学区と入学試験。群馬県は普通科高等学校については中学区制を採用している。高崎市立女子高等学校を含む高崎市内の普通科高等学校は「西部第一学区」に所属している。高崎経済大学附属高等学校は広く県内から生徒を受け入れることとし、この定めには加わず、通学区をとくに設けないことにした。また入学試験日程についても、群馬県統一試験には加わず、別日程とした。これは受験生に複数受験の機会を与えることになる。入試問題の作問は教員が担当した。これは公立高等としては全国で初めての試みであった。作問作業はすべての教員にとって経験のないことであったが、どのような生徒を受け入れるべきかを判定する尺度の作成なので、教員の士気の高揚に資することが大きい。

教員の選考と任免。附属高等学校の教員の選考と任免は、「教育公務員特例法」第13条と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による。校長は高崎経済大学学長が高崎経済大学教授のなかから学校教育法に基づいて選考し、高崎市教育委員会教育長が任命する。副校長、教頭、教員についても同様に学長が選考し教育長が任命することになる。選考権の行使は今回の改革の基本となるものでとくに重要である。

(3) これからの高崎経済大学附属高等学校

高崎経済大学附属高等学校はまずより明確な形で高崎経済大学の組織のなかに位置づけられるべきである。「地方公務員法」による一部事務委任を受けた「職としての学長」が大学構成員及び高崎経済大学附属高等学校教員から選出された委員からなる「高崎経済大学附属高等学校教育委員会」を発足させ、全てのことをはかり、運営の公共性を確保する必要がある。この際、この委員には後期中等教育について高い識見と責任が求められる。この委員会は高崎経済大学附属高等学校設置の歴史をふまえ、独立した、真に高崎市の権限を基礎とした学校運営を志向することが絶対的前提である。

あとがき

本論文は9年間の経験をもとにして急いで書いたものである。しかし、問題点はすべて挙げられている。多くの市民に多大な心配をかけて設置された高崎経済大学附属高校がかつての高崎市立女子高校と同じ道を歩むことのない、高崎市の誇れる学校とするためにも、関係諸氏の意識の更なる高揚が望まれる。本論文が、高崎経済大学と高崎経済大学附属高等学校が真に地域の学校として特色と権威のある学校として発展するために役立つことができれば幸甚である。

(かみおか くにお・本学経済学部教授)